

北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第 742 号

[Website] <http://www.print.or.jp>

[E-mail] info@print.or.jp

3

2018

平成30年
3月10日発行

INDEX

印刷燦燦	3
オフセット印刷工場用「VOC警報器」のQ&A	4
平成30年度 中小企業・小規模事業者関係の税制改正の概要	6
無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について	8
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業案内	9
第52回造本装幀コンクール作品募集案内	10

《表紙》北海道の大きな湖 No.3 支笏湖 (78.4km²) [3月：千歳市]

北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル
TEL.011-595-8071/FAX.011-595-8072

UD
FONT
by MORISAWA

280
古紙パルプ配合率30%再生紙を使用

VEGETABLE
OIL INK

GREEN PRINTING INK
P-810129
ZINSEI環境共生推進委員会
認定エコ印刷インク

CSR

この印刷物は、CSRに
取り組む印刷会社が製作
した印刷物です。

P-00023

印刷 燦 燦

オリンピックから見るダイバーシティ

今年は平昌冬期オリンピックが開催され、日本は過去最多となるメダルを獲得しました。スケートの高木姉妹やカーリングのLS北見といった北海道出身の選手の活躍が目立ち、地元民としては大変うれしいニュースでありました。

そのような中、【LGBTなど性的少数者であることを表明した選手たちが活躍している。】という見出しのニュースがありました。オリンピック憲章にも人種や性別などの差別をしてはならないという記載があり、そのオリンピックの場で、差別を無くそうと自ら情報を発信する選手も増えているという。

これは、先日開催された青年部団体で構成する「PRINTNEXT2018」において、北海道ブロックの企画テーマと重なるものです。

LGBT当事者が消費する市場はレインボー市場と呼ばれ、その規模は約6兆円と言われていいます。そして隠していた人達が表に出てくると、新たな市場を作り出すことは十分に考えられます。

また、札幌市は2017年6月1日に、政令指定都市では初めて、性的少数者（LGBT）カップルの関係を公的に認証するパートナーシップ宣誓制度を導入し、2017年10月1日より札幌市LGBTフレンドリー指標制度を開始しました。

偏見による盲目にならず、理解を深めていくことで、新たな市場の獲得、人材の多様性による人材不足の解消や新たなビジネスチャンスが生まれていくと思います。

全印工連の推進するダイバーシティ事業の一環でもあり、このような視点を持ち、企業と雇用する個人の成長および発展を促進することを経営戦略の一つとしていきたい。

北海道印刷工業組合 理事・青年部事業委員長 岡部信吾
北陽ビジネスフォーム株式会社 取締役統括部長

オフセット印刷工場用「VOC警報器」のQ&A

一般社団法人日本印刷産業連合会

オフセット印刷工場用「VOC警報器」は、オフセット印刷工場における有機溶剤による健康障害防止を目的として、一般社団法人日本印刷産業連合会が、新コスモス電機株式会社と共同開発した警報装置である。VOCを高感度に検知し、かつ耐久性に優れた独自の熱線型半導体式センサを搭載し、VOC濃度が一定レベルを超えると、ランプと音声メッセージで知らせる。コンパクトで設置しやすく、2年ごとの交換期限をランプの点滅で知らせる機能など、開発に協力した印刷企業各社の工夫が織り込まれている。

〈1：VOC警報器の原理・仕組み〉

Q警報が鳴ったら、作業場が悪い環境ということなのですか？

A 警報が発せられた場合は、基本的に作業環境が正常ではないということを表しています。ローラー上部の「VOC警報器」は、洗浄時に発生する有機溶剤によって警報が発せられる場合が多く、そのときの警報は、「その場で作業を続ける場合は、防毒マスクを付けてください。」との注意を意味しています。またデリバリー、機械と機械の間では、本来「VOC警報器」は鳴りません。もしここで鳴る場合は、有機溶剤の濃度が一定以上になっていると思われるので、その原因を把握し取り除くことが必要となります。

Q警報がない場合は、安全と思って作業ができますか？

A 基本的には、有機溶剤の濃度は安全と考えて作業いただいで結構です。ただし、洗浄作業方法によっては作業者がばく露する場合がありますので洗浄剤等のSDSで物質名を確認し、リスクを把握することが重要です。

Q有機溶剤の濃度が減少したら、自動的に警報は止まりますか？

A はい、有機溶剤の気中濃度が一定濃度以下になると、自動的に警報は止まります。

Qなぜ、ノナン200ppmで警報が鳴るのでしょうか？

A ノナンの許容濃度は200ppmに決められており、この濃度を越えると警報が鳴ります。「VOC警報器」はさまざまなVOCをトータルに検知します。

Qノナンにしか感度がないものと思っていました。このためシール印刷、スクリーン印刷、グラビア印刷では使用できないのではないかと考えていましたが、使えますか？

A 今回開発した「VOC警報器」は、オフセット印刷用であり、基本的に同じような洗浄剤をつかう活版印刷等を除く、他の版式では使えません。シール印刷では、オフセットや活版印刷方式を使う場合には使用可能です。スクリーン印刷、グラビア印刷では、使用するインキ・洗浄剤等の性質から使用できません。

QUV印刷用洗浄剤、トリメチルベンゼン、ブタノールには使用できますか？

A 基本的に「VOC警報器」は、VOCをトータルに検知するので使用可能です。ただしブタノールについては、やや検知感度が低くなるので、注意が必要です。

Q「VOC警報器」を設置したら、リスクアセスメント上で何かメリットがありますか？

A 「リスクアセスメントシート日本印刷産業連合会2018版」のリスク低減措置の一つとして、「VOC警報器」を対象にしています。

Q作業環境測定を定期的にしていれば、「VOC警報器」は不要ではないでしょうか？

A 作業環境測定を定期的にも実施していても、「VOC警報器」は必要です。作業環境測定は特定の物質のみを測定します。印刷工場では混合溶剤を使用しており、これに含まれる全ての物質を測定することはできません。また、作業環境測定は、年に2回しか行いません。一方「VOC警報器」は、個々

の物質濃度を測定することはできませんが、24時間、常にVOCをトータルで監視しています。

Q熱線型半導体式センサは、どのようなセンサですか？

A 熱線型半導体センサは、半導体を素子にしたガスセンサです。VOC（揮発性有機化合物）はガス状ですので、それをこの半導体（ガスセンサ）で検知します。

Qアナログ出力がほしいのですが、可能ですか？

A アナログ出力には、対応できません。「VOC警報器」は、オープン dren 出力しか取り出せません。「VOC警報器」の価格を抑えるため、機能を絞りました。

Qパトライトを同時に設置するといくらくらいしますか？

A 1万円位から、いろいろな種類があります。

〈2：VOC警報器の運用〉

Q「VOC警報器」の設置場所は、どこが良いでしょうか？

A 印刷機械1台に対して「VOC警報器」3台設置を基本にしています。作業者がよく作業するローラー上部、デリバリー部、そして機械と機械の間の3か所です。ローラー上部は、万が一の落下を回避するためインク壺からやや離して設置してください。

Qなぜ、その3ヶ所に設置する必要がありますか？

A ○ローラー上部：洗浄時に発生するVOCによって鳴るケースが多いです。作業者に有機溶剤が高濃度で発生していることを認識してもらうこと、周囲の作業者には近づかないよう注意をするためです。
○デリバリー部：作業者がもっとも長くいる場所だからです。
○機械と機械との間：両方の機械から有機溶剤が流れてくる可能性があるためです。

Qローラー上は、どうやって取付ければ良いでしょうか？

A ローラー上部に梁などがありましたら、そこから吊るすなどすることができます。しかし梁などがなければアーム状のものを設置する必要がありますので、工事が必要になります。取引されている電気工事業者にご依頼ください。

QAC100Vの電源が必要とのことですが、このような電源が不要となる電池式はありませんか？

A 現在は、電池式はありません。AC100Vの電源が必要です。将来的には、電池式の開発を考えて参ります。

Q10台「VOC警報器」を購入すると、2年毎に結構なコストになります。リースは行っていませんか？

A いまは製品販売のみです。リースは今後の検討課題とさせていただきます。

Q使用している間に壊れたら、どうなりますか。保証期間は何年ですか？

A 通常使用中で2年以内であれば、故障品を返却ください。代替品をお送りします。保証期間は2年です。

Qなぜ有効期間が2年なのでしょう？ もっと使用できませんか？

A VOCを検知するため、極めて高感度なセンサを搭載しており、有効期間は2年間になります。過去に複数の印刷工場でフィールドテストを行い、2年間は使用できると判断しました。

〈3：VOC警報器・その他〉

Q2年経ったら、センサだけを交換することは出来ませんか？

A センサだけの交換はできません。「VOC警報器」ごとの交換になります。

Q「GP資機材3スター」の洗浄剤を使用していたら、安全でしょうか？

A 必ずしも安全ではありません。ご指摘のスター数は、総合的な環境配慮の度合いを示しています。使用方法によっては、リスクレベルが上がります。各製品のSDSや日印産連が提供するGP資機材認定一覧表を確認して、適切にお取扱いください。

Qどのような物質がどれくらい危険なのか、どうしたらわかりますか？

A 有害性があり、取扱いに特別な措置が必要な化学物質については、労働安全衛生法でその対象物質が決められています。しかし化学物質の種類は多く、同法令で決められたものはその一部であり、個々の化学物質の取扱いについては、それぞれのSDSを確認して対応する必要があります。

■VOC警報器の購入は、表紙4頁を参照ください。

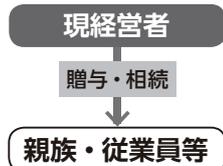
平成30年度 中小企業・小規模事業者関係の税制改正の概要

1 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

- 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。
- 円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

改正概要

(1) 贈与・相続



事業承継税制の抜本的拡充

今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象

- ① 後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、減免可能
- ② 対象株式数の上限を撤廃（2/3→3/3）、納税猶予割合を80%から100%に拡大
- ③ 近年の入手不足の状況に鑑み、雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続を可能に
- ④ 複数の株主から複数の後継者への事業承継についても対象者を拡大

(2) 売却・M&A



M&Aを通じた事業承継への支援策を新設

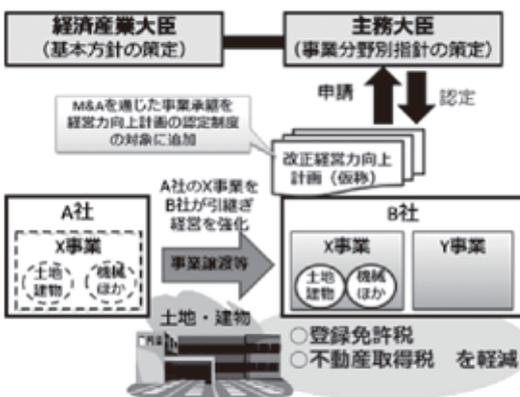
中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加。経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減

2 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

改正概要 【適用期限：平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



〈登録免許税の税率〉

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権移 転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

〈不動産取得税の税率〉

	通常税率	計画認定時の税率
土地住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1：平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）

※2：合併・一定の会社分割の場合は非課税

※3：事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

3 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ①市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ②真に生産性革命を実現するための設備投資（導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資）
 - ③企業の収益向上に直接つながる設備投資（生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資）
 - ※②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

※平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。（削除規定は平成31年4月1日施行）

4 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）

- 従来の制度から支援を深掘り（控除率10→15%）するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、大企業並みの高い賃上げ（2.5%以上）に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施（控除率22%→25%）。

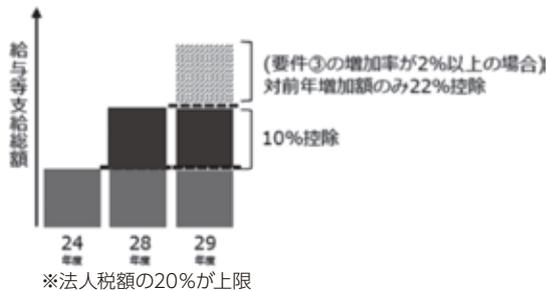
現行制度

適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が対基準年度（平成24年度）比で3%以上増加
- 【要件②】給与等支給総額が前年度以上
- 【要件③】平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除



改正概要

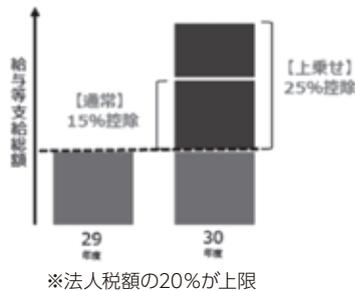
【適用期限：平成32年度末まで】

適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が前年度以上
※基準年度との比較要件は撤廃
- 【要件②】平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加
※なお、計算方法を簡素化

適用の要件

- 【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- 【上乗せ】一定の要件（※）を満たす場合は25%の税額控除



＜上乗せ要件＞

- 要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと
- 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 - 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【平成31年度末まで変更なく延長】

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入（即時償却）	合計300万円まで 本則
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却（注）	
	10万円未満	全額損金算入（即時償却）	

（注）20万円未満の減価償却資産は、3年間で1/3ずつ損金算入することが可能。

6 中小法人の交際費課税の特例

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段に限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要

【平成31年度末まで変更なく延長】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】（注）交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金に算入することも可能（大法人も適用可能）。
中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用。

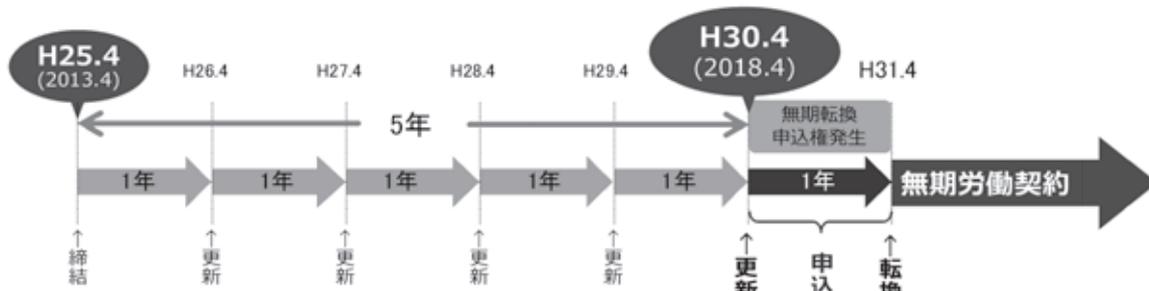
無期転換ルール[※]の継続雇用の 高齢者に関する特例について

第二種計画認定・変更申請

無期転換ルールとは？

- 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。
- 通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる労働者

- 原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

継続雇用の高齢者の特例とは？

- 無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法**^(※1)により、
 - ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、**無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。

特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局^(※2)に認定申請を行う必要があります。

※1専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条：平成27年4月1日施行

※2都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。
 - ※高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象となります。
 - ※ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

ものづくり・商業・サービス経営力向上 支援事業のご案内

平成29年度補正予算「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」（ものづくり補助金）の事業概要が決まった。予算規模は1,000億円となっている。

1.事業の内容

① 事業の目的・概要

- ①足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることが必要である。
- ②中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する。
- ③2020年度までの集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、本予算等による重点支援を行う。（固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者を優先選択する）

② 成果目標

事業終了後5年以内に事業化を達成した事業者が半数を超えることを目指す。

③ 条件（対象者、対象行為、補助率等）

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

- ①「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行うサービスの革新的なサービス創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%以上および「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- ②「ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%および「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

2.事業イメージ

① 企業間データ活用型

（補助上限額：1,000万円／者※、補助率2／3）

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として、新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行うなど。
※連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能。

〔3社連携の場合〕

A社 1,000万円

B社 1,000万円 + 200万円×3=600万円

C社 1,000万円 （連携体内で配分可能）

② 一般型（補助上限額：1,000万円、補助率1／2）

中小企業・小規模者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

※平成30年通常国会に提出の生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画（仮称）の認定または経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2／3。

③ 小規模型（補助上限額：500万円、補助率：小規模事業者2／3、その他1／2）

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発、試作品開発・生産プロセスの改善を支援する。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

●専門家を活用する場合、補助上限額30万円アップ。①～③共通

第52回造本装幀コンクール作品募集のご案内

一般社団法人日本印刷産業連合会ならびに日本書籍出版協会は、「第52回造本装幀コンクール」を開催する。

造 本装幀コンクールは、造本装幀に携わる人々（出版、印刷、製本、装幀、デザイン）の成果を総合的に評価する出版業界で唯一の賞である。

同コンクールは、「美しい本」づくりをめざす意欲を高め、広く内外にわが国の造本装幀技術の素晴らしさを紹介し、また、読書推進をはかり、ひいては出版文

化産業の発展を促すことを目的としている。

入賞作品は、ドイツ・ライプツィヒの「世界で最も美しい本コンクール」に、日本を代表して出品され、さらにフランクフルト・ブックフェアで展示される。

募集要項は、次のとおり。

募集期間	平成30年1月31日(水)～4月27日(金)	出品資格	出品書籍の制作に関わった者
出品作品	平成29年1月1日から同12月31日までに発行された書籍		
出品部門	6部門※外国語版は内容により各部門へ出品 1.文学・文芸（エッセイ） 2.芸術書 3.児童書・絵本 4.専門書（人文社会科学・自然科学等） 5.語学・学参・辞事典・全集・社史・年史・自分史 6.生活実用書・文庫・新書・双書・コミック・その他		
出品料	1点（1冊）当り5,940円（税込）	審査会	平成30年6月予定
発表予定	平成30年7月予定／主催者のHP上など		
公開展示会	10月26日(金)～10月28日(日) 東京堂ホール（東京都千代田区神田神保町1-17）		
申込先及び問合せ先	造本装幀コンクール事務局 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-12-3 JPIC内 TEL03-5211-7282/FAX03-5211-7285 [E-mail]zouhon@jpico.or.jp		
搬入先	日本書籍出版協会 〒162-0828 東京都新宿区袋町6番地 日本出版会館 2F TEL03-3268-1303/FAX03-3268-1196		